

学校生活全般にわたる諸規定

I, 時間的なきまり

1. 修業年限は 3 年とする。
2. 学年は 4 月 1 日に始まり, 翌年 3 月 31 日に終る。
3. 3 学期制とする。
4. 休業日は次のとおりとする。
 - ア, 土曜日・日曜日及び祝日。
 - イ, 夏季休業日・冬季休業日・春季休業日。但し, 教育上必要と認める時は, 別に休業日を定め, 又は休業日を変更することがある。
5. 登下校については次のとおりとする。
 - ア, SHR 8 時 30 分
 - イ, 授業の開始 8 時 40 分, 授業の終了 16 時 05 分。
(但し, 7 限授業の場合)。
 - 予鈴までに登校すること。
 - ウ, 放課後は, S・H・R, 清掃, 部活動等にあてる。
 - エ, 下校時刻は 17 時とする。
 - オ, 下校時刻以後の残留には許可が必要である。
 - カ, 登校後, 放課後までは原則として校外へ出ないこと。

II, 諸届, 願に関するきまり

1. 転・退学, 休学, 復学

ア, 転・退学

転・退学をしようとする生徒は, 所定の様式による願書を学級担任を通じて受けとり, 学級担任へ提出し校長の許可をうけなければならない。

イ, 休学

病気等の理由により休学しようとする生徒は, 所定の様式による願書を学級担任を通じて受けとり, 医師の診断書等これを証明する書類を添えて学級担任へ提出して校長の許可をうけなければならない。休学期間は引き続き 2 年をこえることができない。

ウ, 復学

休学中の生徒が理由の消失により復学しようとする時は, 所定の様式による願書を学級担任を通じて受けとり, 医師の診断書等これを証明する書類を添えて学級担任へ提出して校長の許可をうけなければならない。

2. 欠席等

ア, 欠席, 欠課

すみやかに学級担任に届け出ること。

イ, 遅刻

授業等の途中に入室する時は担当者に申し出ること。

ウ, 早退

途中下校の必要がある際は, 学級担任に申し出ること。

授業等の途中に退室する時は担当者に申し出, 許可をうけること。

エ, 忌引

忌引の際、学級担任に届け出ること。

父母 5 日, 祖父母兄弟姉妹 3 日, その他の親族 1 日, 以上の日数内での連続した欠課, 遅刻, 早退で届け出たものを忌引とする。

オ, 出席停止

感染症予防上必要がある時は出席の停止を命じることがあるので, 該当者はすみやかに学級担任に申し出ること。

3. 下校時刻以後の残留

特別の場合を除いて 90 分以内の残留を認めることがある。その場合, 事前に所定の用紙で生徒部へ願い出ること。但し関係教員の付添を原則とする。

4. 休日登校

休日に学校を使用しようとする者は生徒部の所定の用紙で願い出ること。但し, 関係職員の付添を原則とする。

5. (独) 日本スポーツ振興センター災害共済給付

学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷, 疾病など)に対して, 災害共済給付を受けることのできる。対象となる場合は, すみやかに保健室に届け出ること。

6. 異装

学級担任に願い出て「異装届」を生徒部に提出すること。

7. 住所変更, 通学経路変更, 保護者・保証人の異動

事務室の所定の用紙に記入し, 担任の印をうけて, 速やかに届け出ること。

8. 在学証明書

事務室の所定の用紙で, 申し込むこと。

9. 生徒旅客運賃割引証(学割)

事務室の所定の用紙に保護者が記入し, 担任の印をうけて申し込むこと。

10. 施設・校具の使用

関係教職員に連絡し, その承認を得ること(但し, 所定の用紙による届出を必要とする場合がある)。

Ⅲ, 表現行為に関するきまり

表現の自由については, 憲法に規定する基本的人権の一つとしての重要性をもち, これを侵害することがあってはならない。しかし同時に, この権利は他人の基本的人権に対する配慮なしに行使される時, 重大な誤りを侵すことになる。自らの権利に対して要求する論理は, 他人のそれに対しても, 等しくきびしく, さし貫かれるものでなければならない。事実と反する内容を記したり, 他人に誹謗・中傷を加える等, 基本的人権を侵すものであってはならない。憲法, 教育基本法を正しくふまえて, 積極的な活動を展開してもらいたい。

1. 掲示物

ア, 掲示は, 所定の掲示板を使用すること。但し, 4 月当初の部勧誘, 記念祭に関する場合はこの限りではない。

イ, 掲示物には必ず掲示責任者名, 掲示開始日を記入すること。

ウ, 掲示物の大きさは特に制限しないが, 新聞紙 2 枚程度までを標準とする。掲示板の広さ, 他の掲示物との関連を配慮すること。

エ, 掲示期間については, 必要期間のすぎたものは掲示者の責任で撤去すること(特に, 行事等の知らせはその日程が過ぎ次第撤去すること)。掲示開始日から 2 週間をこえたものについては, 他の掲示

物との関連で撤去されることがある。

オ、外部から依頼された掲示物は依頼状を事前に生徒部係へ提出して許可を得ること。

カ、掲示には、ピン、テープ等を使用し、のりづけしないこと。

2. 配布物

ア、配布物には、必ず責任者名を明記すること。

イ、配布物は、事前に生徒部係へ届け出ること。

ウ、外部から依頼された配布物は依頼状を事前に生徒部係へ届け出て許可を得ること。

3. 集会等（H・R、部、同好会、自治会の通常の活動を除く）

ア、集会等の責任者を明らかにすること。

イ、集会等には必ず担当指導教員がつくこと。

ウ、集会等の責任者は、所定の様式によって、目的、日時、場所、責任者、参加者の範囲、人数、担当指導教員名等を記入し、原則として、2 日前までに生徒部係へ願出すること。

エ、集会等の責任者は会場使用について（準備、後かたづけ等を含めて）責任を持つこと。

IV、学習に関するきまり

1. 生徒は本校の定める教育課程にもとづいて行われる授業に出席して学習に努めること。授業については次の行為をしてはならない。

ア、正当な理由なく欠席・欠課・遅刻・早退をすること。

イ、出席に関して不正行為をすること。

ウ、故意に授業の進行を妨げること。

2. 校長は本校の定める課程を修了したと認められる者に対して進級・卒業を認定する。次の各一に該当する者はその課程を修了したと認められず原級留置となる。

ア、教科の学習成績が不良で一定数の単位が修得できなかった者。

イ、欠課時数が著しく多く、単位の履修が認められない必修科目のある者。

ウ、その他、特別教育活動・学校行事等への参加が著しく不十分なもの。

3. 成績の判定は、考査・提出物・その他の資料によって行う。定期考査は、1 学期中間・期末、2 学期中間・期末、3 学期は学年末で最大 5 回行う。考査又は資料の提出を拒否したり、不正な行為を行ったりしてはならない。

V、授業料等に関するきまり

1. 入学を許可された者は、大阪府の条例の定めにより、入学金及び授業料を納付しなければならない。但し、授業料については、国の就学支援金又は大阪府の授業料支援金の適用を受ければ無償とすることができる。

2. 入学を許可された者が、定められた期日までに入学金を納付しないときは、入学許可を取り消すことができる。

VI、日常生活に関するきまり

1. 服装

制服を着用すること。衣替えは、事前に移行期間を設け、夏季 6 月 1 日より、冬季 10 月 1 日よりを基準とするが気候の変化を十分に考慮して行う。やむを得ず異装登校する場合は、学級担任に願い出て「異装届」を生徒部に提出すること。

ア、制服…Ⅰ型～Ⅲ型のいずれかを選択することができる。また複数の型の上下を組み合わせ着用することもできる。

【Ⅰ型制服】

冬服：濃紺のセーラー型の上着、同色のひだスカート、上着の所定の襟カバーおよびネクタイをつける

夏服：白ブロード半袖セーラー型の上着，黒ネクタイ，冬の同色のひだスカート

徽章：夏服，冬服ともに左胸部につけること（ピン式）。

【Ⅱ型制服】

冬服：黒の学生服（長ズボン），ボタンは校章入り，内側には学校指定のカッターシャツを着用すること。左襟に校章を右襟に校名章（清水谷）をつけること（ネジ式）。

夏服：黒の長ズボンと学校指定のカッターシャツ（長袖・半袖どちらでも可），又はポロシャツ。

【Ⅲ型制服】

冬服：濃紺のブレザーの上着，同色のひだスカート又は長ズボンのいずれかを着用する。内側には学校指定のカッターシャツを着用すること。所定のリボン又はネクタイをつける。

夏服：学校指定のカッターシャツ（長袖・半袖どちらでも可），又はポロシャツに，冬と同色のひだスカート又は長ズボンのいずれかを着用する。

※Ⅲ型の夏服には、リボン又はネクタイをつけなくてもよい。

※スカート丈はⅠ型・Ⅲ型ともに膝がかくれるようにスカート丈の長さを保つこと。

（スカート丈は購入時の長さを保つこと。）

イ. 靴

運動靴又はローファーとする。ブーツやサンダルは認めない。

校舎にはよく泥を落としてから入ること。体育館，一部の特別教室などは土足禁止。

ウ. 防寒具

学校指定のカーディガン・セーター・ベストを着用してもよい。

冬季はコート類を着用してもよい。

エ. 儀式用の服装

Ⅰ型は襟カバーをはずして白ネクタイをつける。Ⅱ型，Ⅲ型は平常のものできちんと整えておく。

オ. 服装・頭髮全般

学習の場にふさわしい落ち着いた清潔なものであること。制服の変型・変用は厳禁する。

2. 飲酒喫煙

飲酒喫煙はこれを禁ずる。

3. アルバイト

アルバイトは原則として禁止する。止むを得ない場合は，目的・理由を明確にし，勤務先の環境，仕事の内容，就業条件などをよく確かめた上で保護者の承認を得て保護者から担任の先生に届け出る。

4. 旅行

保護者ともよく相談し，事故のないよう十分に検討した上で実施すること。帰省などの場合は別としても，一般には，信頼できるリーダーを持つようにすること。なお，旅行中，保護者からの緊急連絡に応じられるよう可能なかぎり旅先での連絡場所をはっきりさせておくこと。

VII, 賞罰に関するきまり

1. 表彰

他の生徒の模範と認められる生徒を，校長は表彰することがある。

2. 懲戒

ア，生徒に下記の各号の一に該当する行為があり，教育上必要と認める時，校長はその生徒を訓告又は停学に処することがある。

考査における不正行為。

故意の授業妨害。

飲酒、喫煙。

単車登校。

暴行、脅迫、傷害。

公共物の損壊、破損。

窃盗。

いじめ関係（インターネットを通じて行われるものを含む）。

SNS関係。

その他、法令・諸規定に違反する行為があり、再三の指導をうけても、その行為を改めない場合。

イ、前項の各号の一に該当する行為が著しく、たび重なる指導をうけてもその行為を改めず、且つ、教育的効果を期待することができない者には、校長は退学を命ずることがある。

VIII, 非常災害時等に関するきまり

〔暴風警報が発令されたときの措置〕

◎通常授業、始業式、終業式などの場合

大阪市、東部大阪、南河内のいずれかにおいて、暴風警報が発令された場合次の措置をする。

午前7時現在、警報が解除されていれば、平常通りの授業を行う。発令中の場合は、8時まで自宅待機とする。

午前8時現在、警報が解除されていれば、9時30分始業とし2限目からの授業を行う。警報が発令中の場合は、9時まで自宅待機とする。

午前9時現在、警報が解除されていれば、10時30分始業とし3限目からの授業を行う。警報が発令中の場合は、10時まで自宅待機とする。

午前10時現在、警報が解除されていれば、11時30分始業とし4限目からの授業を行う。

午前10時現在、なお警報が発令中の場合は、臨時休業とする。

◎定期考査の場合

大阪府のいずれかにおいて、暴風警報が発令された場合次の措置をする。

午前7時現在、警報が解除されていれば、平常通りの考査を行う。発令中の場合は、10時まで自宅待機とする。

午前10時現在、警報が解除されていれば、13時より考査を行う。

午前10時現在、なお警報が発令中の場合は、臨時休業とし当日の考査は後日実施する。

※大阪府内において「特別警報」が発令された場合は各自、気象庁及び自治体の指示に従ってください。

注意：大雨、洪水警報の場合は平常どおり授業、考査を行う。

天気予報・ニュースに注意し、上記の規定によって各自で判断すること。電話で学校へ問い合わせたりしないこと。

〔交通機関が不通のときの措置〕

◎通常授業、始業式、終業式などの場合

JR・近鉄両社線が不通のとき次の措置をする。

午前7時現在、一方の会社線が運行していれば、平常通りの授業を行う。両社線とも不通の場合は、8時まで自宅待機とする。

午前8時現在、一方の会社線が運行していれば、9時 30 分始業とし2限目からの授業を行う。両社線とも不通の場合は、9時まで自宅待機とする。

午前9時現在、一方の会社線が運行していれば、10 時 30 分始業とし3限目からの授業を行う。両社線とも不通の場合は、10 時まで自宅待機とする。

午前 10 時現在、一方の会社線が運行していれば、11 時 30 分始業とし4限目からの授業を行う。

午前 10 時現在、なお両社線とも不通の場合は、臨時休業とする。

◎定期考査の場合

JR・近鉄・大阪メトロ・京阪・南海のいずれかが大阪府内で不通のとき次の措置をする。

午前7時現在、上記交通機関のすべてが運行していれば、平常通りの考査を行う。いずれかが不通の場合は、10 時まで自宅待機とする。

午前 10 時現在、上記交通機関のすべてが運行していれば、13 時より考査を行う。

午前 10 時現在、なおいずれかが不通の場合は、臨時休業とし当日の考査は後日実施する。

注意：ニュースに注意し、上記の規定によって各自で判断すること。電話で学校へ問い合わせたりしないこと。